

練馬区やさしいまちづくり支援事業実施要綱

平成23年4月1日

23練福経第81号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が、「練馬区地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の目標、施策等に沿った活動に関する提案（以下「企画提案」という。）を公募し、区民自らが主体となって行う企画提案の実施を支援する事業（以下「やさしいまちづくり支援事業」という。）を実施することにより、地域福祉および福祉のまちづくりの推進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(企画提案主体の要件)

第2条 企画提案ができるグループは、つぎに定める要件を満たすもので、練馬区内を活動地域の中心とし、今後も継続する見込みがあるものとする。

- (1) 練馬区内に居住する者、練馬区内の学校に在籍する者、練馬区内の事業所に勤務する者、練馬区内で事業を営む者、練馬区内に土地もしくは建物等を所有する者（以下「住民等」という。）を3人以上含むこと（ただし、3人のうち2人以上が同一世帯の場合は、要件を満たしていないものとする。）。
- (2) 自らが主体となって企画を実施する意欲があること。
- (3) 営利、宗教、政治または選挙活動を目的とするグループでないこと。

(企画提案の要件)

第3条 対象となる企画提案は、つぎに定める要件を満たすもので、ともに支え合い、だれもが地域の一員として社会参加ができる環境づくりのため「地域福祉計画」の目標、施策等を実現する活動（以下「事業」という。）とする。

- (1) 住民等が主体となって実施できる範囲であること。
- (2) 公共性があること。

(3) 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源等を生かした取組で、その成果が地域福祉および福祉のまちづくりの推進に寄与すること。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 営利、宗教、政治または選挙活動を目的とすると考えられる事業

(2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業

(3) 公序良俗に反する事業

(4) 国、地方公共団体またはそれらの外郭団体から資金的支援を受けている事業

(事業の種別)

第4条 やさしいまちづくり支援事業は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) はじめの一步助成部門

「地域福祉計画」の目標、施策等の実現につながる、課題解決ための地域活動（以下「地域福祉・福祉のまちづくり活動」という。）の準備段階に当たる活動を対象とする。

(2) やさしいまちづくり活動助成部門

地域福祉・福祉のまちづくり活動を対象とする。

(企画提案応募申請)

第5条 前条各号に規定する事業への企画提案を行おうとするグループ（以下「提案グループ」という。）は、つぎに定める書類を区長に提出しなければならない。

(1) やさしいまちづくり支援事業応募申込書（第1号様式）

(2) やさしいまちづくり支援事業企画提案書（第2号様式および第3号様式）

(企画提案の選考)

第6条 区長は、前条の規定により応募があった企画提案の選考を、やさしいまちづくり支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮らなければならない。

2 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

3 審査委員会は、区長から諮られた企画提案について、書類による審査または公開

の場合における審査により選考するものとする。この場合において、やさしいまちづくり活動助成部門については、その必要が認められるときは、条件を付して選考し、期限を定めて再審査をすることができる。

4 区長は、前項の規定により、条件を付して選考した提案グループに対し、審査委員会が必要と認める書類を期日までに提出するよう求めることができる。

5 審査委員会は、公開審査会等の選考結果を区長に報告するものとする。

6 区長は、審査委員会からの報告に基づき、助成対象とする提案を決定し、当該結果について、提案グループに通知するものとする。

(事業に要する経費の助成)

第7条 区長は、前条第6項の規定により通知をした提案グループ（以下「助成対象提案グループ」という。）に対し、事業の実施に要する経費を助成するものとする。

2 前項の助成金（以下「助成金」という。）の上限額は、つぎの各号に掲げる事業の種別ごとに、当該各号に定める額とする。

(1) はじめの一步助成部門 5万円

(2) やさしいまちづくり活動助成部門 10万円

(助成の対象となる経費)

第8条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費で、別表に掲げるものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 第7条第1項に規定する助成金の交付を申請しようとする助成対象提案グループは、つぎに定める書類を区長に提出しなければならない。

(1) やさしいまちづくり支援事業助成金交付申請書（第4号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を通知する。

2 区長は、第6条第3項の規定により、条件を付して選考し、期限を定めて再審査をすることとした提案について、必要と認められる範囲内で条件を付して、助成金の交付を決定することができる。

(事業内容の変更等)

第11条 助成金の交付決定を受けた提案グループ（以下「助成グループ」という。）

は、企画提案をした事業内容を変更し、または事業を中止しようとするときは、速やかに区長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 助成グループは、事業が予定の期間に完了する見込みのないときもしくは完了しないとき、または事業の実施が困難になったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、変更の適否および事業内容についての必要な指示を行うことができる。

(事業報告)

第12条 助成グループは、事業が終了したときは、速やかにやさしいまちづくり支援事業報告書（第5号様式）および決算報告書を区長に提出しなければならない。

2 助成グループは、区が開催するやさしいまちづくり支援事業報告会において、事業成果の報告を行わなければならない。

(助成金交付額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による事業報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成グループに通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、助成金の交付決定の内容に適合しないと認めたときは、助成グループに対し、当該助成金の交付決定内容に適合するよう必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の支払等)

第14条 区長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を交付するものとする。

2 助成グループは、助成金の支払を受けようとするときは、やさしいまちづくり支援事業助成金請求書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、助成グループは、事業の円滑な遂行のため必要と認められる場合には、理由を付して区長に概算額の交付（以下「概算払」という。）を請求することができる。

4 助成グループは、助成金の概算払を受けようとするときは、やさしいまちづくり支援事業助成金概算払請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

5 助成グループが、前項の規定により助成金の概算払を受けた場合は、前条による助成金の確定通知書を受領後、やさしいまちづくり支援事業助成金精算書（第8号様式）を提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

（助成金交付決定の取消し等）

第15条 区長は、助成グループがつぎの各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でないと認められるとき。

2 区長は、第6条第3項の規定により審査委員会の再審査の対象となった助成グループについて、再審査の結果、助成の対象とならなかった場合には、既に交付した助成金の返還を求めないことができる。

（違約加算金）

第16条 区長が前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成グループは、当

該命令にかかる助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金の全部または一部を免除することができる。

（助成グループに対する条件）

第17条 区長は、助成金を交付するに当たって、つぎの条件を付すことができる。

- (1) 助成を受けた事業に関する書類を、助成金を受領した年度終了後5年間保存すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件。

（運営および経理等の検査）

第18条 助成グループは、助成事業の運営および経理等の状況について検査または報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（助成回数および期間）

第19条 第4条各号に定める区分において、提案グループが同一であり、かつ、事業内容も同一と認められる提案に対する助成回数は、つぎに定めるとおりとする。

- (1) 第4条第1号の「はじめの一步助成部門」は、1回を限度とする。
- (2) 第4条第2号の「やさしいまちづくり活動助成部門」は、3回を限度とする。

2 前項に規定する助成回数は、1年を1回の単位とする。

3 助成金の交付対象となる期間は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) はじめの一步助成部門 助成決定を受けた日の翌日から翌年3月31日まで
- (2) やさしいまちづくり活動助成部門 助成決定を受けた日の属する年の4月1日から翌年3月31日まで

（情報公開）

第20条 区長は、第5条の規定により提出された企画提案について、その概要を公表することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日27練福管第3052号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日28練福管第3003号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日30練福管第1912号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年2月10日2練福管第2315号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

経費区分	助成対象経費
謝礼金	活動に必要な外部講師や専門家の援助に対する謝礼等
旅費	事業の実施に不可欠な交通費等
印刷費および消耗品費	事業の実施に不可欠で、直接必要な物品および食材を購入するための経費、報告書等成果物の印刷経費等。ただし、※食材費に係る助成金の交付額は、1食当たり1人500円を上限とし、助成金交付総額の2分の1を超えない額とする。
役務費	傷害保険、通信費、広報折込料等
委託料	設計委託料等。ただし、当該経費に係る助成金の交付額は、助成金交付総額の2分の1を超えない額とする。
使用料および賃借料	会議室、機材のレンタル、機材搬入に使用するための車両のレンタル、事業実施に不可欠な光熱水費等
備品購入費	事業の実施に不可欠で直接必要な物品を購入するための経費（ただし、助成事業終了後、目的を同じくする同様の活動に継続して使用される見込みがあること。）等
下記の経費については助成対象外とする。	
食料費 燃料費 人件費 事務局の維持管理費等団体の運営に要する費用	

※ 食材費については、団体から提案された企画内容そのものの目的が、食材費がないと達成できない活動に対し認めるものとする。